

Proposal to refer the dispute over territorial sovereignty over Takeshima to the International Court of Justice (September 25, 1954), and the second note verbale sent by the Government of Japan on the issue of territorial sovereignty over Takeshima (February 10, 1954)

No.54 On the proposal to the Government of the Republic of Korea that the dispute over territorial sovereignty over Takeshima to be referred to the International Court of Justice

FY2015/P20

Article in "Overseas Survey Monthly Report" by the Ministry of Foreign Affairs

65 竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて



の度重なる申入れ及び嚴重な抗議にもかかわらず、大韓民国領土標識及び燈台の設置等の不法行為が繰り返され、更に、最近同島の現況調査のため派遣された日本国巡視船が同島より突然銃撃を受け損害を被るに至った。

二 本件は國際法の基本原則に於ける領土権の紛争であるので、唯一の公正な解決方法は本件紛争を國際裁判に付託し判決を得ることであると認められる。日本国政府は、紛争の

平和的解決を懸望し、本件紛争を日本国政府及び大韓民国政府の合意の下に國際司法裁判所に付託することをここに提議する。

三 日本国政府は、大韓民国政府がこの紛争の最終的解決を最も公正にして權威ある機関すなわち、國際司法裁判所にゆだねることに同意すべきことを確信し、早急に好意ある回答を寄せられることを期待する。

日本国政府は、ここに、國際司法裁判所の下すいかなる判決にも誠実に従うものであることを誓約する。

四 裁判所の判決のあるまでの期間、両国政府が事件をこれ以上紛糾させないためにあらゆる手段を尽すことは、最も望ましいことと考えられる。よつて、外務省は、日本国政府が竹島及びその周辺において困難な事件の発生を防止するための共同の暫定措置について大韓民国政府と協議する用意があることを同代表部に通報する。

外務省は、在本邦大韓民国代表部が前記の諸提案を大韓民国政府に伝達し、それらの提案に対する同国政府の見解を同省に通報せられんことを要請する。

昭和二十九年九月二十五日

64

竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて

かねて日韓両国間に係争中の竹島の領有権問題に關し、韓国側はわが方の過去数次におたる抗議と申入れにもかかわらず、竹島に対する韓国の領土権を主張して譲らないのみならず、最近に至つては、同島に警備員を常駐せしめるとともに、韓国の標識を建設し、また燈台を設置してこれを關係国政府に通報する等既成事実をつくり、実力による支配を確立せんとしている。

事情かくの如き次第であるので、今後この紛争につき両国間の直接交渉を継続しても、その解決は極めて困難と認められるのみならず、第三国による斡旋も問題の性質上期待をかけ難いものと考へられる。

よつて、本件紛争の最終的且つ平和的解決を図るため、今回九月二十五日付在京韓國代表部に対する口上書をもつて、別紙のとおり、両国政府の合意により問題を國際司法裁判所に付託することをわが方より提議した。

わが方は、右付託の提議と同時に、國際司法裁判所の判決のあるまでの期間竹島において紛争の発生を防止するための具体的措置につき韓国政府と協議する用意のあることを併せて申入れた。なお、戦後における竹島間諜の諜報は紙幣のごとくであり、また、韓国側の主張に対しわが方が竹島領有の根拠として示した歴史的及び國際法上の見解（昭和二十九年二月十日付在京韓國代表部に対して口上書）は別紙のとおりである。

外務省は、在本邦大韓民国代表部に敬意を表すとともに、竹島の領有問題に關し、次のとおり申し述べる光榮を有する。

一 日本国政府は、竹島が日本国領土の不可分の一部であることを確信し、これを韓國領土なりとする大韓民国政府の主張を、いじの公文、特に一九五四年二月十日付外務省口上書並二第五号をもつて反ばくしてきた。しかしながら、大韓民国政府は日本国政府の見解を全く無視したのみならず日本国政府

Repository: National Diet Library (Available for viewing on the Takeshima Archives Portal)

Overview

This article introduces a note verbale from the Government of Japan proposing that the dispute over territorial sovereignty over Takeshima to be referred to the International Court of Justice (September 25, 1954) and another note verbale on the position of the Government of Japan on sovereignty over Takeshima (February 10, 1954).

Excerpt [English translation]

Considering the dispute over territorial sovereignty over Takeshima, which has been at issue between Japan and the Republic of Korea even though Japan has raised objections and made proposals many times, the Korean side is not only adamant on asserting its own territorial sovereignty over Takeshima, but has also recently (text omitted) attempted to establish its control by force.

Date Created	November 1954
Author(s) & Editor(s)	Public Information and Cultural Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs
Publisher	Institute for International Economic Studies
Name of Publication	"Overseas Survey Monthly Report" Vol. 4 No. 11
Language	Japanese
Medium	Paper
Public Access	Open
Repository	National Diet Library
Reference & Information	Apply for perusal at the National Diet Library; view on microfilm.